

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第19号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第1条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第3（第13条関係） 設備器具等利用料金の上限額					
施設名	種別		単位	金額（円）	備考
野球場	（略）				
	照明装置	霞ヶ浦1	半時間	<u>4,320</u>	（略）
	（略）				
（略）					
備考（略）					

改正前					
別表第3（第13条関係） 設備器具等利用料金の上限額					
施設名	種別		単位	金額（金）	備考
野球場	（略）				
	照明装置	霞ヶ浦1	半時間	<u>4,200</u>	（略）
	（略）				
（略）					
備考（略）					

第2条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように

改正する。

改正後	
別表第1（第4条、第5条関係）	
使用区分	申請期間
<u>1</u> 日本スポーツ協会又は中央競技団体等が主催、主管、共催する全日2日（準備及び撤去を除く。）以上の大会のために、当該施設を全面使用するとき。	使用する日の属する月の24カ月前の月の初日から使用日の前日まで
<u>2</u> （略）	（略）
<u>3</u> （略）	（略）
<u>4</u> （略）	
<u>5</u> （略）	（略）
備考（略）	

改正前	
別表第1（第4条、第5条関係）	
使用区分	申請期間
<u>1</u> （略）	（略）
<u>2</u> （略）	
<u>3</u> （略）	
<u>4</u> （略）	（略）
備考（略）	

改正後					
別表第3（第13条関係）					
設備器具等利用料金の上限額					
施設名	種別	単位	金額（円）	備考	
野球場	（略）			SBO機及びBSO機の利用料金は、霞ヶ浦第1又は霞ヶ浦第2ス	
	スコア	霞ヶ浦第1	1式1回		2,160
	ボード	霞ヶ浦第2	1式1回		1,080

	(略)	コアボードを使用する場合は無料とする。		
(略)				
霞ヶ浦体育館	フロア照明装置	1 時間	<u>1 8 0</u>	
	拡声装置	1 式 1 回	4 3 0	
	(略)			
(略)				
備考 (略)				

改正前					
別表第 3 (第 1 3 条関係)					
設備器具等利用料金の上限額					
施設名	種別	単位	金額 (円)	備考	
野球場	(略)			S B O 機及び B S O 機の利用料金は、 <u>霞ヶ浦第 1 スコアボード</u> を使用する場合は無料とする。	
	スコアボード	霞ヶ浦第 1	1 式 1 回		2, 1 6 0
	(略)				
(略)					
霞ヶ浦体育館	フロア照明装置	1 時間	<u>3 2 0</u>		
	拡声装置	1 式 1 回	4 3 0		
	(略)				
(略)					
備考 (略)					

第 8 号様式を次のように改める。

第8号様式（第10条関係）

四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

申請者

住 所

電話番号

次のとおり、使用料の変更（取消）・還付を申請します。

施 設	
-----	--

調 定 額	納 入 済 額	還 付 対 象 額
円	円	円

No	施設内の場所	利用日時	状態	取消・変更理由	還 付 対 象 額	還付率	還付額
返還額・還付額							円

第3条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後						
別表第3（第13条関係）						
設備器具等利用料金の上限額						
施設名	種別		単位	金額（金）	備考	
野球場	(略)				(略)	
	スコアボード	霞ヶ浦第1	1式1回	<u>2,200</u>		
		霞ヶ浦第2	1式1回	<u>1,100</u>		
	(略)					
	照明装置	霞ヶ浦1	半時間	<u>4,400</u>		
	シャワー（温水のみ）		1室1回	<u>550</u>		
			(略)			
(略)						
楠多目的運動場	照明装置	野球用	1時間	<u>3,150</u>		
		ソフトボール・陸上用	1時間	<u>1,570</u>		
三滝テニスコート、楠テニスコート	拡声装置		1式1回	<u>440</u>		
	照明装置		1面1時間	<u>530</u>		
	シャワー室（温水のみ）		1室1回	<u>550</u>		
			(略)			
テニスセンター	拡声装置		1式1回	<u>440</u>		
	(略)					
	照明装置（屋外コート）		1面1時間	<u>190</u>		
	(略)			(略)		
霞ヶ浦プール	拡声装置		1式1回	<u>440</u>		
	ストップウォッチ		1個1回	<u>60</u>		
	水球用具		1式1回	<u>440</u>		
	(略)					
霞ヶ浦体育館	フロア照明装置		1時間	<u>190</u>		

	拡声装置	1式1回	<u>440</u>		
	バスケットボール器具	1面1回	<u>330</u>		
	バレーボール器具	1面1回	<u>330</u>		
	ハンドボール器具	1面1回	<u>330</u>		
	バドミントン器具	1面1回	<u>170</u>		
	テニス器具	1面1回	<u>660</u>		
	卓球台	1台1回	<u>170</u>		
	体操器具	1品1回	<u>60</u>		
	(略)				
中央体育館及び中央第2体育館	冷房装置	1時間	<u>3,410</u>	中央体育館 中央第2体育館	
	暖房装置	1時間	<u>3,960</u>		
	舞台照明装置	1式1回	<u>3,300</u>		
	フロア照明装置(中央緑地体育館)	(略)			
		1時間	<u>660</u>		
	フロア照明装置(中央緑地第2体育館)	1時間	<u>460</u>		
	拡声装置	1式1回	<u>1,650</u>		
	電光得点掲示板	1台1回	<u>830</u>		
	シャワー室(温水のみ)	1室1回	<u>550</u>		
		(略)			
	ハンドボール器具	1面1回	<u>330</u>		
	フットサル器具	1面1回	<u>330</u>		
	テニス器具	1面1回	<u>660</u>		
	バスケットボール器具	1面1回	<u>770</u>		
	バドミントン器具	1面1回	<u>170</u>		
	ソフトバレー器具	1面1回	<u>170</u>		
	バレーボール器具	1面1回	<u>330</u>		
	卓球台	1台1回	<u>170</u>		
	体操器具	1種目1回	<u>660</u>		
	レスリングマット	1式1回	<u>660</u>		
空手マット	1式1回	<u>660</u>			

	プラットフォーム	1台1回	<u>660</u>	
	ジャッジランプ及び重量 掲示板	1式1回	<u>660</u>	
	バーベル	1式1回	<u>550</u>	
	(略)			
	ピアノ	1台1回	<u>3,300</u>	
	(略)			
	山台	1枚1回	<u>60</u>	
	竹羽目	1式1回	<u>550</u>	
	ガストーブ	1台1回	<u>330</u>	
	(略)			
	エアコン(会議室)	1時間1台	<u>310</u>	
	(略)			
陸上競技場	拡声装置	1式1日	<u>1,100</u>	陸上競技 用器具の 使用料の 合計額が <u>11,000</u> 円を 超える場 合は <u>1,000</u> 円とす る。
	シャワー室(温水のみ)	1室1日	<u>1,100</u>	
	(略)			
	スターティングブロック	1式1日	<u>550</u>	
	ハードル	1式1日	<u>1,100</u>	
	3,000メートル障害物	1式1日	<u>1,100</u>	
	走高跳用器具	1式1日	<u>550</u>	
	棒高跳用器具	1式1日	<u>550</u>	
	走巾跳3段跳用器具	1式1日	<u>330</u>	
	砲丸投用器具	1式1日	<u>550</u>	
	円盤投用器具	1式1日	<u>550</u>	
	ハンマー投用器具	1式1日	<u>550</u>	
	やり投用器具	1式1日	<u>550</u>	
	(略)			
	サッカー競技用器具	1式1日	<u>1,650</u>	
ホッケー競技用器具	1式1日	<u>1,650</u>		
ラグビー競技用器具	1式1日	<u>1,650</u>		
(略)				

	演台	1台1日	<u>60</u>		
	標示器	1式1日	<u>330</u>		
	照明装置 (100Lx)	1時間	<u>660</u>		
	(略)				
	エアコン	1時間1台	<u>310</u>		
	ストーブ	1回1日	<u>340</u>		
中央フットボール場	拡声装置	1式1回	<u>440</u>		
	(略)				
	照明装置 (Aフィールド)	全灯	1面1時間	<u>1,960</u>	
		フィールドのみ		<u>1,680</u>	
		トラックのみ		<u>960</u>	
照明装置 (B・Cフィールド)			<u>1,310</u>		
三滝武道館 (柔道場・剣道場)	拡声装置	1式1回	<u>440</u>		
	(略)				
	シャワー (温水のみ)	1室1回	<u>550</u>		
		(略)			
(略)					
三滝相撲場	シャワー (温水のみ)	1回	<u>550</u>		
		(略)			
楠体育館	シャワー	3分	<u>60</u>		
	拡声装置	1式	<u>440</u>		
	バスケット器具	1面	<u>330</u>		
	バレーボール器具	1面	<u>330</u>		
	バドミントン器具	1面	<u>170</u>		
	卓球台	1台	<u>170</u>		
楠武道場	(略)				

各施設共通	(略)			
	テント	1張1日	<u>330</u>	
	(略)			
備考 (略)				

改正前						
別表第3 (第13条関係)						
設備器具等利用料金の上限額						
施設名	種別		単位	金額(金)	備考	
野球場	(略)				(略)	
	スコアボード	霞ヶ浦第1	1式1回	<u>2,160</u>		
		霞ヶ浦第2	1式1回	<u>1,080</u>		
	(略)					
	照明装置	霞ヶ浦1	半時間	<u>4,320</u>		
	シャワー(温水のみ)		1室1回	<u>540</u>		
	(略)			(略)		
(略)						
楠多目的運動場	照明装置	野球用	1時間	<u>3,090</u>		
		ソフトボール・陸上用	1時間	<u>1,540</u>		
三滝テニスコート、楠テニスコート	拡声装置		1式1回	<u>430</u>		
	照明装置		1面1時間	<u>520</u>		
	シャワー室(温水のみ)		1室1回	<u>540</u>		
	(略)					
テニスセンター	拡声装置		1式1回	<u>430</u>		
	(略)					
	照明装置(屋外コート)		1面1時間	<u>180</u>		
	(略)			(略)		
霞ヶ浦プール	拡声装置		1式1回	<u>430</u>		
	ストップウォッチ		1個1回	<u>50</u>		
	水球用具		1式1回	<u>430</u>		

	(略)				
霞ヶ浦体育館	フロア照明装置	1時間	<u>190</u>		
	拡声装置	1式1回	<u>430</u>		
	バスケットボール器具	1面1回	<u>320</u>		
	バレーボール器具	1面1回	<u>320</u>		
	ハンドボール器具	1面1回	<u>320</u>		
	バトミントン器具	1面1回	<u>160</u>		
	テニス器具	1面1回	<u>650</u>		
	卓球台	1台1回	<u>160</u>		
	体操器具	1品1回	<u>50</u>		
		(略)			
中央体育館及び中央第2体育館	冷房装置	1時間	<u>3,350</u>	中央体育館 中央第2体育館	
	暖房装置	1時間	<u>3,890</u>		
	舞台照明装置	1式1回	<u>3,240</u>		
	フロア照明装置(中央緑地体育館)	(略)			
		1時間	<u>650</u>		
	フロア照明装置(中央緑地第2体育館)	1時間	<u>450</u>		
	拡声装置	1式1回	<u>1,620</u>		
	電光得点掲示板	1台1回	<u>810</u>		
	シャワー室(温水のみ)	1室1回	<u>540</u>		
		(略)			
	ハンドボール器具	1面1回	<u>320</u>		
	フットサル器具	1面1回	<u>320</u>		
	テニス器具	1面1回	<u>650</u>		
	バスケットボール器具	1面1回	<u>760</u>		
	バトミントン器具	1面1回	<u>160</u>		
ソフトバレー器具	1面1回	<u>160</u>			
バレーボール器具	1面1回	<u>320</u>			
卓球台	1台1回	<u>160</u>			
体操器具	1種目1回	<u>650</u>			

	レスリングマット	1式1回	<u>650</u>	
	空手マット	1式1回	<u>650</u>	
	プラットホーム	1台1回	<u>650</u>	
	ジャッジランプ及び重量掲 示板	1式1回	<u>650</u>	
	バーベル	1式1回	<u>540</u>	
	(略)			
	ピアノ	1台1回	<u>3,240</u>	
	(略)			
	山台	1枚1回	<u>50</u>	
	竹羽目	1式1回	<u>540</u>	
	ガストーブ	1台1回	<u>320</u>	
	(略)			
	エアコン(会議室)	1時間1台	<u>300</u>	
	(略)			
陸上競技場	拡声装置	1式1日	<u>1,080</u>	陸上競技 用器具の 使用料の 合計額が <u>10,800</u> 円を 超える場 合は <u>10,800</u> 円とす る。
	シャワー室(温水のみ)	1室1日	<u>1,080</u>	
		(略)		
	スターティングブロック	1式1日	<u>540</u>	
	ハードル	1式1日	<u>1,080</u>	
	3,000メートル障害物	1式1日	<u>1,080</u>	
	走高跳用器具	1式1日	<u>540</u>	
	棒高跳用器具	1式1日	<u>540</u>	
	走巾跳3段跳用器具	1式1日	<u>320</u>	
	砲丸投用器具	1式1日	<u>540</u>	
	円盤投用器具	1式1日	<u>540</u>	
	ハンマー投用器具	1式1日	<u>540</u>	
	ヤリ投用器具	1式1日	<u>540</u>	
	(略)			
サッカー競技用器具	1式1日	<u>1,620</u>		
ホッケー競技用器具	1式1日	<u>1,620</u>		

	ラグビー競技用器具	1式1日	<u>1,620</u>		
	(略)				
	演台	1台1日	<u>50</u>		
	標示器	1式1日	<u>320</u>		
	照明装置 (100Lx)	1時間	<u>650</u>		
	(略)				
	エアコン	1時間1台	<u>300</u>		
	ストーブ	1回1日	<u>330</u>		
中央フットボール場	拡声装置	1式1回	<u>430</u>		
	(略)				
	照明装置 (Aフィールド)	全灯	1面1時間	<u>1,920</u>	
		フィールドのみ		<u>1,650</u>	
		トラックのみ		<u>940</u>	
照明装置 (B・Cフィールド)			<u>1,280</u>		
三滝武道館 (柔道場・剣道場)	拡声装置	1式1回	<u>430</u>		
	(略)				
	シャワー (温水のみ)	1室1回	<u>540</u>		
		(略)			
(略)					
三滝相撲場	シャワー (温水のみ)	1回	<u>540</u>		
		(略)			
楠体育館	シャワー	3分	<u>50</u>		
	拡声装置	1式	<u>430</u>		
	バスケット器具	1面	<u>320</u>		
	バレーボール器具	1面	<u>320</u>		
	バドミントン器具	1面	<u>160</u>		

	卓球台	1台	<u>160</u>	
楠武道場	(略)			
	(略)			
	テント	1張1日	<u>320</u>	
	(略)			
備考 (略)				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成31年4月1日

(2) 第3条の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則別表第3の規定は、同条の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)